

新型コロナウイルス感染対策文化の家生涯学習室利用ガイドライン

令和4年6月3日（改正）

河津町教育委員会

令和4年6月3日より文化の家生涯学習室を利用するにあたり以下の点に留意し利用するようお願いいたします。

1 利用の条件

施設利用者の人数は、**24名以内**とする。（ $98.5 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2$ ）

2 利用者が遵守すべき事項

- 1) 以下の事項に該当する場合は、利用を見合わせること
 - ア 体調が良くない場合（例：1週間以内に発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 2) マスク（品質の確かな、できれば不織布）を着用すること（但し未就学児は除く）
- 3) 入室前に手指消毒を実施すること
- 4) 他の利用者との距離（できるだけ1m）を確保すること

3 活動や行動を避ける内容

利用者相互が接触するような行為

4 利用者の義務

- 1) 換気の悪い密閉空間とならないよう定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上、又は常時換気）
- 2) 施設利用時に出たごみは、各自持ち帰り処分すること
- 3) 利用終了後は、利用した物及び利用中手の触れた場所の消毒をすること
- 4) 利用終了後及び帰宅後は、必ず手洗い、うがいをすること
- 5) 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 6) 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 7) 各種団体は、利用者を把握すること。

5 その他

- 1) 利用するにあたり疑義が生じた場合は、施設管理者に相談すること
- 2) 施設管理者から指示に従うこと